



処 理 事 項	通信日付印	・	・	入力者印
	申告書番号			
	納税者番号			
	市町村名			

不 動 産 取 得 申 告 書

年 月 日

(あて先) 秋田県総合県税事務所長

住 (居) 所 〒
(所在地)

フリガナ
氏 名
(名 称) 印

電 話 - - (自宅・職場・その他 ())
生 年 月 日 (M・T・S・H・R) 年 月 日

秋田県県税条例第 7 0 条の規定により、次のとおり申告します。

☐ 地方税法第 7 3 条の 1 4 第 項

☐ 秋田県県税条例第 7 3 条 第 項 の 規定による不動産取得税に係る課税の特例の適用が

☐ 秋田県県税条例附則第 1 6 条第 項 あるべきことを申告します。

取得した土地		取得した家屋	
所 在		所 在	
		前 住 所	
種 類	☐ 住宅用宅地 ☐ その他の宅地 ☐ 農地 ☐ 山林 ☐ 原野 ☐ 雑種地 ☐ その他 ()	種 類	☐ 専用住宅 ☐ 共同住宅 ☐ 併用住宅 ☐ 住宅用付属家 () ☐ 事務所 ☐ 店舗 ☐ 工場 ☐ その他 ()
地 積	m ²	構 造	造 葺 建
取得価格	円	取得価格	円
取得年月日	年 月 日	取得年月日	年 月 日
今 後 の 住宅取得 予 定	☐ ある (年 月 ごろ) ☐ ない	床面積 (m ²)	1 階 1 階以外 計 (内住宅部分)
		当該家屋が母屋に付属 する家屋の新築又は増 築の場合の既存住宅	床面積 m ² 取得年月日 年 月 日
取得方法	☐ 売買 ☐ 贈与 ☐ 交換 ☐ 競落 ☐ 譲渡担保 ☐ その他 ()	取得方法	☐ 新築 ☐ 増築 ☐ 改築 ☐ 売買 ☐ 贈与 ☐ 交換 ☐ 競落 ☐ 譲渡担保 ☐ その他 ()
売買の場合 の買入先	住 (居) 所 (所在地)	売買の場合 の買入先	住 (居) 所 (所在地)
	氏 名 (名 称)		氏 名 (名 称)
その他の 申告事項			

メモ欄

市町村長の意見（申告する人は記載を要しません。）

< 記 載 例 >

不 動 産 取 得 申 告 書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

(あて先) 秋田県総合県税事務所長

住(居)所 〒
(所在地) 〒010-0000
秋田市山王〇丁目〇-〇

フリガナ ア キ タ タ ロ ウ
氏 名 秋 田 太 郎 ※1

(名 称)
電 話 018-860-0000 (自宅)・職場・その他()
生 年 月 日 (M・T・S・H・R) 〇〇年 〇〇月 〇〇日



秋田県県税条例第70条の規定により、次のとおり申告します。

- ☐ 地方税法第73条の14第 項
☐ 秋田県県税条例第73条第 項 の 規定による不動産取得税に係る課税の特例の適用が
☐ 秋田県県税条例附則第16条第 項 あるべきことを申告します。

土 地		家 屋	
所 在	秋田市山王〇丁目〇〇〇番地〇 ※2	所 在	左に同じ ※2
種 類	☒ 住宅用地地 ☐ その他の宅地 ☐ 農地 ☐ 山林 ☐ 原野 ☐ 雑種地 ☐ その他()	種 類	☒ 専用住宅 ☐ 共同住宅 ☐ 併用住宅 ☐ 住宅用付属家() ☐ 事務所 ☐ 店舗 ☐ 工場 ☐ その他()
地 積	330.57 m ²	構 造	木造 瓦葺 2階建 ※6
取得価格	25,000,000 円 ※5	取得価格	25,000,000 円
取得年月日	〇年 〇月 〇日 ※7	取得年月日	〇年 〇月 〇日
今 後 の 住宅取得 予 定	☒ ある (〇 年 〇 月ごろ) ☐ ない ※9	床面積 (m ²) ※8	1階 123.45 1階以外 67.89 計 191.34 (内住宅部分)
取得方法	☒ 売買 ☐ 贈与 ☐ 交換 ☐ 競落 ☐ 譲渡担保 ☐ その他()	取得方法 ※11	☒ 新築 ☐ 増築 ☐ 改築 ☐ 売買 ☐ 贈与 ☐ 交換 ☐ 競落 ☐ 譲渡担保 ☐ その他()
売買の場合 の買入先 ※12	住(居)所 (所在地) 秋田市山王〇丁目〇〇 番地 氏 名 (名 称) △△不動産株式会社	売買の場合 の買入先	住(居)所 (所在地) 氏 名 (名 称)
その他の 申告事項			

< 記 載 上 の 注 意 >

- ※ 1 取得者の住（居）所及び氏名（法人の場合は、所在地及び名称）を記載します。
 - ・ 共同で取得した場合は次の例により記載します。
 - （例） 秋田市山王〇丁目〇ー〇
持分 1／2 秋田太郎 印
持分 1／2 秋田花子 印
- ※ 2 登記上の所在地番を記載します。（登記上の所在地番と住居表示の番号は異なる場合がありますので、ご確認のうえ記載してください。）
- ※ 3 取得した住宅に転居した場合は、転居前の住所地を記載します。
- ※ 4 該当するものに「レ」又は「〇」をつけますが、欄内の種類に該当しない用途の場合にはその他に印をつけ、その用途を（ ）内に具体的に記載します。なお、住宅用付属家とは、自家用自動車の車庫や住宅用の物置をいいますが、その用途を（ ）内に具体的に記載します。
- ※ 5 売買の場合は契約金額を記載しますが、土地と家屋の金額が分けられない場合には、どちらか一方に「土地家屋とも」として契約金額を記載します。また、家屋の建築の場合はその費用を記載します。
- ※ 6 登記事項証明書等に記載されている構造を記載します。
- ※ 7 通常は契約年月日を記載しますが、契約上所有権の移転の日が別に定めてある場合は、その日付を記載します。また、家屋の建築の場合は、引渡の日又は使用を開始した日を記載します。
- ※ 8 新たに取得した家屋の床面積を記載します。また、取得した家屋が併用住宅の場合は、住宅の用に供している部分の床面積を（内住宅部分 ）内に記載します。なお、増築の場合は、増築部分の床面積だけを記載します。
- ※ 9 取得した土地に住宅の新築を予定している場合、その予定年月を記載します。
- ※ 10 住宅の増築の場合は、増築前の床面積（解体部分があるときはその面積を減じた面積）を、住宅付属家の新・増築の場合は、既存の母屋や住宅付属家の総床面積を記載し、その既存母屋の取得年月日も記載します。
- ※ 11 該当するものに「レ」又は「〇」をつけます。
- ※ 12 売買、贈与、交換などの契約相手方の住所、氏名を記載します。

～不動産を取得された方へ～

土地や家屋を取得した場合は、その取得の日から60日以内に不動産取得申告書を提出していただくことになっています。（付属の申告書用紙をご利用ください。）

不動産の取得に対しては、県税である不動産取得税が課税されますが、住宅や住宅用の土地の取得については、次のような税の軽減制度が設けられています。なお、軽減制度の適用を受けるためには、不動産取得申告書の提出が要件とされていますので、忘れずに提出してください。

1 税金の軽減が受けられる住宅

(1) 特例適用住宅

区 分	要 件 (床面積は、既存の住宅や住宅用付属家（車庫・物置）の面積を含めて判定します。)
住宅の新築 ・増改築	① 床面積が50㎡以上240㎡以下であるもの。 (貸家の専有部分やアパート等の場合は、1区画当たり40㎡以上240㎡以下)
建売住宅の購入	② ①の要件を満たす新築の「長期優良住宅」(注)
耐震基準適合既存住宅（中古住宅）の取得	次のいずれかに該当する住宅で、取得者自らが居住し床面積が50㎡以上240㎡以下であるもの。 ③ 昭和57年1月1日以後に新築されたもの ④ 昭和56年12月31日までに新築された住宅で、新耐震基準に適合していることが取得する前に証明されたもの

(注) 「長期優良住宅」とは、「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」の認定を受けて建てられた住宅のことをいいます。

(2) 耐震基準不適合既存住宅（中古住宅）

昭和56年12月31日までに新築された新耐震基準に適合しない住宅で、床面積が50㎡以上240㎡以下のものを平成26年4月1日以後に取得し、その取得した日から6か月以内に耐震改修を行い、新耐震基準に適合していることの証明を受け、かつ、取得者自らが居住している場合、その住宅についても税金が軽減されます。（平成30年3月31日までに土地を取得した場合は、2の土地の税金の軽減は受けられません。）

(3) 軽減される税額

新築された時期に応じて、次の税額が軽減されます。

新築年月	軽減税額
～S38.12	3万円
S39.1～S47.12	4万5千円
S48.1～S50.12	6万9千円
S51.1～S56.6	10万5千円
S56.7～S56.12	12万6千円
S57.1～S60.6	12万6千円
S60.7～H元.3	13万5千円
H元.4～H9.3	30万円
H9.4～	36万円
長期優良住宅	39万円

2 税金の軽減が受けられる土地

1の住宅用の土地については、次のうちいずれか多い方の額が減額されます。

- ・土地の1㎡当たりの価格×住宅の床面積の2倍（200㎡が限度）×3%の額
- ・45,000円

※ 住宅の建築や建売住宅の購入をしてから1年以内に、その住宅を増改築したり、物置・車庫などの住宅付属家を建築した結果、床面積が要件に該当しなくなった場合で1又は2の軽減を受けていた場合には、これらの軽減が取り消され、軽減された額を納付していただくことになります。

※ 土地の取得日などの要件を満たさなければ軽減を受けることはできません。

3 軽減制度の適用を受けるための提出書類

＜土地と建物の所有者が同一の場合＞

- 住宅を建築された方①、新築住宅とその宅地を取得された方①②

宅地の軽減を受ける場合はさらに③

- 中古住宅又は中古住宅とその宅地を取得された方①②

宅地の軽減を受ける場合はさらに③

＜土地と建物の所有者が異なる場合＞

- 住宅用土地を取得された方で自ら取得している土地の上に別の人が住宅を新築した場合

①②③

- 住宅用土地を取得された方でその土地の直接の譲渡先の方が住宅を新築した場合

①②③

提出書類一覧表

①不動産取得申告書
②住宅の登記事項証明書（全部事項証明書）の原本又は原本と一緒に持参した写し
③建物を新築（中古の場合は取得）した日以降に交付された土地の登記事項証明書（全部事項証明書）の原本又は原本と一緒に持参した写し（※引き続き所有していることが条件のため）
次の場合、耐震基準適合証明書等が必要となります。
※Ⅰ 1(1)⑥の昭和56年12月31日までに新築された住宅で取得する前に新耐震基準に適合していることが証明されたものを取得した場合
※Ⅱ 1(2)の耐震基準不適合既存住宅を耐震改修した場合
④長期優良住宅の場合は、その認定を受けて建てられたことを証する書類の原本と一緒に持参した写し
⑤軽減等により還付を受ける場合、還付申請書及び還付を受けることを証明する書類
⑥アパート等の新築の場合、平面図

4 お問い合わせ先・申告書の受付先

(1) 軽減制度に関するお問い合わせ先

秋田県総合県税事務所課税部課税第三課 (018) 860-3337

〒010-0951 秋田市山王四丁目1番2号 受付時間 平日8:30～17:15

(2) 申告書の受付先（次の最寄りの総合県税事務所） 受付時間 平日 8:30～17:15

受付先	所在地
課税部課税第三課	秋田市山王四丁目1番2号（秋田地方総合庁舎1階）
鹿角支所	鹿角市花輪字六月田1番地（鹿角地域振興局庁舎1階）
北秋田支所	大館市片山町三丁目14番5号（大館地区総合庁舎内）
山本支所	能代市御指南町1番10号（山本地域振興局庁舎1階）
由利支所	由利本荘市水林366番地（由利地域振興局庁舎1階）
仙北支所	大仙市大曲上栄町13番62号（仙北地域振興局庁舎1階）
平鹿支所	横手市旭川一丁目3番41号（平鹿地域振興局庁舎1階）
雄勝支所	湯沢市千石町二丁目1番10号（雄勝地域振興局庁舎1階）

市町村でも受け付けています。